# 千歳市公共基準点の保全に関する要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、千歳市が管理する公共基準点(1級基準点、2級基準点、3級基準点若しくは4級基準点又は街区基準点であって、測量法(昭和24年法律第188号。以下「法」という。)第10条第1項第1号の永久標識を設置したものをいう。以下同じ。)の保全に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (公共基準点の使用及び承認)

- 第2条 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書(第1号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、公共基準点の使用を承認したときは、公共基準点使用承認書(第2号様式) に使用条件を付して当該申請者に通知する。
- 3 前項の規定による承認を受けた者(以下「基準点使用者」という。)は、前項の公共基準点使用承認書を常時携行し、公共基準点が設置されている土地の所有者その他関係者 (以下「土地所有者等」という。)又は市の職員から請求があった場合は、速やかにこれ を提示しなければならない。

### (使用完了時の提出書類)

- 第3条 基準点使用者は、公共基準点の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 精度管理表及び網図
  - (2) 成果表
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 基準点使用者は、公共基準点の測量標に異常を認めた場合は、速やかに基準点異常報告書(第4号様式)によりその旨を市長に報告しなければならない。

# (工事施工の届出)

- 第4条 公共基準点の付近において工事を施工する者(以下「工事施工者」という。)は、 当該工事(公共基準点の一時撤去又は移転(以下「移転等」という。)を伴う工事を除く。) が次の各号のいずれかに該当する場合は、公共基準点付近における工事施工届出書(第 5号様式)を市長に提出し、公共基準点の保全について必要な指示を受けなければなら ない。
  - (1) 掘削床面の端から45度の仰角で公共基準点側へ線を引いた場合において、当該公共基準点に係る構造物がその線の内側に存することとなるとき。
  - (2) 杭打ち又は杭抜き工事であって、公共基準点から杭、重機等までの距離が5メートル以下となるとき。
  - (3) その他公共基準点の効用を害すると思われるとき。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 位置図、オフセット図及び掘削位置と公共基準点の位置関係を明示した平面図

- (2) 公共基準点及びその周辺状況並びに全引照点を撮影した写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 4 工事施工者は、工事により公共基準点の効用を害した場合は、速やかに市の担当者と協議を行い、公共基準点等復旧承認申請書(第6号様式)により市長に申請し、当該公共基準点の復旧に係る承認を得なければならない。
- 5 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは当該復旧について承認し、公共基準点等復旧承認書(第7号様式)により当該申請者に通知する。

# (工事完了時の提出書類)

- 第5条 工事施工者は、前条第1項の規定による届出に係る工事が完了した場合は、速やかに公共基準点付近における工事完了報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その確認を受けなければならない。
  - (1) 公共基準点及びその周辺の状況を撮影した竣工写真
  - (2) 着工前・竣工後が対比できる引照点図等の公共基準点の異常の有無が確認できる測量資料
  - (3) その他市長が必要と認める書類

### (一時撤去又は移転)

- 第6条 工事施工者は、公共基準点の移転等を伴う工事の施工に当たっては、あらかじめ 公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書(第9号様式)に次に掲げる書類を添付し て市長に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 位置図及び掘削位置と公共基準点の位置関係を明示した平面図
  - (2) 公共基準点及びその周辺の状況が確認できる写真
  - (3) 移設前後の位置関係が確認できる位置図
- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるとき は当該申請を承認し、公共基準点等(一時撤去・移転)承認書(第10号様式)により 申請者に通知する。
- 3 土地所有者等は、自己の都合により当該公共基準点を移転等する必要がある場合は、 公共基準点(一時撤去・移転)請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

#### (公共基準点の機能の回復)

- 第7条 第4条第4項又は前条第1項若しくは第3項に規定する場合における公共基準点の機能の回復を目的とする工事(以下「回復工事」という。)は、当該公共基準点の復旧 又は移転等を行う前と同一の構造により測量標を設置し、測量の成果を修正するものと する。
- 2 前項の場合において、同一の構造による機能の回復が不可能な場合は、市長と協議の 上、変更することができる。
- 3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失し、又はき損した場合

については、前2項の規定を適用する。

# (設置工事等の施工者)

- 第8条 公共基準点の移転等に係る撤去工事及び回復工事(以下「設置工事」という。)は、原因者がその負担において行わなければならない。ただし、第6条第3項に規定する場合は、この限りでない。
- 2 回復工事に係る業務は、法第48条第1項に規定する測量士に施工させなければならない。
- 3 測量成果の修正に必要な手続は、法第36条、第37条第3項及び第40条その他関係法令の規定に基づき市長が行うものとする。

### (設置工事の施工)

- 第9条 設置工事等の施工者(以下「設置者」という。)は、設置工事の施工に先立ち、公 共基準点の設置位置、設置時期及び施工方法について、あらかじめ市長と協議しなけれ ばならない。
- 2 測量標等は、原則として再使用することとする。
- 3 設置者は、設置工事が竣工した場合は、速やかに公共基準点設置工事完了報告書(第 12号様式)に出来形、工事実施状況等を撮影した写真を添付して市長に提出し、その 検査を受けなければならない。
- 4 設置者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補修工事を実施して再度検査を受けなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、建設部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。